

八十三号 二〇二五年八月発行

○発行 全国生活保護裁判連絡会

○事務局 つくし法律事務所

(〇七五 二四一 二二四四)



## 各地の 闘いの報告

「生活保護の障害者加算漏れは生存権侵害」

名古屋市障害者加算漏れ遡及請求事件（名古屋高裁逆転勝訴判決）のご報告

弁護士 久野由詠

1 はじめに

2025年1月24日、名古屋高裁は、障害者加算の算定漏れ事案について、請求棄却の原判決を取り消し、名古屋市に対し、支給が漏れていた期間中の障害者加算全額の国家賠償の支払いを命じる判決を言い渡した（以下「本判決」。確定）。

2 事実経過

統合失調症を患っていた原告は、精神病院への措置入院を契機として生活保護の利用を開始し、約半年後、2級の精神障害者手帳を取得した。

原告の担当CWは、原告の統合失調症については勿論、退院後のグループホーム入居、通院継続、B型作業所通所等の経過を把握し、上記病院から精神障害者手帳の取得用診断書料の請求に応じ、文書料を一時扶助認定した。後任のCWも、同手帳の更新用診断書料の一時扶助認定をしながら、障害者加算（月額17,530円）を支給しなかった。

手帳取得から2年8か月後、原告が障害者加算について問合せし、福祉事務所は「過去3か月分に限り遡及支給できる」と回答して原告に保護変更申請書を書かせ、3か月分のみ遡及支給した。相談時に審査請求期限を過ぎていたため、「遅くとも手帳取得時の翌月から2年5か月分の合計約50万円の損害を被った」として国家賠償請求訴訟を提起。

3 原判決の問題点

(1) 原判決（名地判2023年12月26日）は、生存権侵害を無視して、原告の届出義務違反を認定し、「手帳は申請したとしても必ず交付されるとは限らない」（申請時）、「手帳の等級には障害者加算の対象とならない3級が存在する」（更新時）との理由で、いずれの時点でも保護の変更（障害者加算の支給）を必要とすることを福祉事務所が明白または容易に認識し得たとは認められないとして、原告の請求を棄却した。

(2) 保護実施機関は、利用者からの届出の有無にかかわらず最低生活保障義務の履行として障害者加算の認定をしなければならぬのに、原審の理屈では、保護利用者からの届出がないことで保護実施機関の任務懈怠が正当化されかねない。

障害者加算制度についての情報提供や説明が皆無であったために原告に手帳取得の事実の届出を期待できないという実態を無視して原告の過失を認定した点でも問題がある。

4 名古屋高裁判決の内容とその意義

(1) 判決の内容

本判決は、①被保護者の届出義務（法61条）は保護実施機関の調査義務（法25条2項）の端緒にすぎないこと、②保護実施機関は「対象者の需要発見について単なる努力ではなく、積極的に確認の努力をすべき」こと、③障害者加算制度が保障しているのは被保護者の生存権であることから、被保護者から障害者加算の申請や精神障害者手帳の交付を受けた事実の届出がない場合であっても、保護の実施機関において、被保護者が障害者手帳の交付を受けた事実を認識し又は認識することができたなどの特段の事情がある場合には、公務員として職務上通常尽くすべき注意義務として被保護者の障害者加算の要件該当性について調査する義務があり、これを怠った場合には、国賠法1条1項の違法性があると解するのが相当であるとの規範を示した。

あてはめでは、原告が手帳を取得するまでの事実経過を丁寧に認定し、遅くとも手帳「取得用」診断書料の請求を受けた時点で原告が障害者加算の要件に該当することを認識することができ、当時の担当CWが原告の病状に関する主観的印象（医師等の専門的客観的根拠に基づかないもの）から、「手帳は申請したが交付を受けられなかったもの」と思い込み、原告に手帳の提示を求めるなどの「極めて容易な調査すら行わなかった」

ことは公務員として通常尽くすべき調査義務を漫然と怠ったものであり、原告の生存権を侵害するとして国家賠償法上の違法及び過失を認定した。

また、障害者加算制度についての情報提供や説明が皆無であったことを理由に、原告が手帳「取得時」に法61条の届出をしなかったことについて過失はなく、他方、その約半年後には原告の「福祉特別乗車券」の利用を福祉事務所が把握していたことをもって、原告は実質的に手帳交付の事実を届け出たと認めるのが相当とした。

(2) 意義  
①障害者加算漏れは生存権侵害と認められた点  
本判決が、「障害者加算制度は、加算によつて初めて最低限度の生活を営むことができるものであり、加算の要件があるにもかかわらず加算がされなかった場合の被侵害利益の種類・性質は被保護者の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利であり、被保護者の受ける損害の程度等は軽微とはいえない」として、加算の意義を憲法25条1項及び生活保障法1条に基づいて正面から宣言した点には先例的価値がある。

②保護実施機関の「待ち」の姿勢を容認しない点  
本判決は、法61条の届出義務は保護実施機関の調査義務の「端緒」に過ぎないと位置づけ、「届出」の事実認定として「手帳交付の事実」だけではなく、手帳の被交付者に交付される福祉特別乗車券所持の事実をその他の事情と併せ考慮して「届け出たと認める」とした。保護利用者からの申請・申告がないことを言い訳にした保護実施機関の「待ち」の姿

## 生保裁判連 30 年記念出版決定！

全国生活保護裁判連絡会は1995年の設立から、今年丸30年を迎えます。

このたび生保裁判連30年を記念して、書籍『チェンジ アクション 生活保護～生活保護裁判（連）30年の軌跡』（仮題）を明石書店から出版することが決定いたしました！

今年の裁判連総会・交流会は昨年に続き京都で開催します。総会・交流会の場で書籍をお目見えすべく鋭意準備中ですので、お楽しみに！

勢を許さないことを明らかにしたものである。

③保護実施機関と市民との間の情報格差と情報提供の必要性の点

本判決は、保護実施機関の高度の専門性と市民との間の圧倒的な情報格差や障害者加算制度についての情報提供の欠如を明確に指摘し、それ故に原告の過失を否定した。これは、保護実施機関に情報提供・説明を促すもので、普遍的価値がある。

5 おわりに

本件の原告代理人は当職のほかにも山弦弁護士及び鶴飼和史弁護士であり、控訴審では京都の尾藤廣喜弁護士、竹下義樹弁護士、吉永純教授及び木下秀雄教授より多大なご教授をいただいた。

本件は障害者加算をめぐる問題の氷山の一角にすぎない。本判決で得たものを今後の活動に生かしたい。



## 大阪高判令和7年3月13日報告

裁判連事務局 森田基彦

全国29弁護士団によって提起され、現在も進行中の生活保護基準引下取消訴訟(新生存権裁判)の京都事件が2025(令和7)年3月13日大阪高裁で勝訴いたしましたのでご報告します。

京都事件は、2014(平成26)年12月24日に提訴、2021(令和3)年9月14日に京都地裁にて原告敗訴判決をくだされている。同判決は、生存権裁判最高裁判決(最判平成24年2月28日、同平成24年4月2日)を引用

するものの、その実は、厚生労働大臣の広範な裁量権を認め、法8条2項の法定考慮事項を考慮することが「義務付けられる」ということはできず、むしろ、その他、国の財政事情、経済事情等を考慮することも許容されると判示した。また、同判決は、これに先行する名古屋地裁判決(原告敗訴)をコピペ(「NHK 受診料」の誤字が引用されている)したものでないかとの疑義を呈されるものであった。同判決は生存権最判を曲解した規範を採用し、またその事実認定は先行する原告敗訴判決の内容を安易に流用したものと考えざるを得ない。

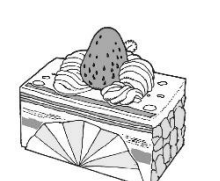
控訴審においては、広範な裁量性を認め、原判決の規範論に対する反論に注力するとともに地裁判決後も続々と作成される経済学者、社会保障学者、法学者らの意見書を基に主張を展開した。この点においては、全国弁護士団の強みが存分に発揮できた。また、吉永純教授には支援活動を含め意見書を作成いただいた。生活保護基準の歴史及び生活保護利用者の生の声を俯瞰して文章化できるのは吉永先生をおいて他に考えられない。この場を借りて御礼申し上げます。

以上の通り、主張筆証は十分であると自負はあるものの、大阪高裁においては、先行する大阪事件(地裁勝訴)、兵庫事件(地裁敗訴)の原告敗訴が続いており、地裁で勝訴が続く関東情勢とは異なる重苦しい雰囲気があった。また判決直前において、地裁は原告が勝ち越すも、高裁では2勝3敗であり、京都事件の判決内容により全国的な趨勢・情勢が大きく傾く(少なくとも当事者・支援者・弁護団のメンタル的には)ものであった。そのような状況で当弁護士団は勝訴した。

大阪高裁判決は、規範の内容、事実認定いずれにおいても歯切れのよい良判決である。規範面においては、堀木訴訟判決は立法裁量の問題、朝日訴訟は傍論かつ限定的に解すべきとして、これらを広範な裁量に結びつけようとする国の主張を排斥した。そして法8条2項により大臣の権限が統制されている点を明確にし、生存権最判を正しく引用し「最低限度の生活の具体化に至る判断の過程及び手続に過誤、欠落があるか否か等の観点から、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無等について審査」すべしとした。

そのうえで、デフレ論について、ウエイトの争点、及び、計算方法(年度を遡って比較すること)の争点について、判断過程に過誤があり裁量を逸脱するものとして、「生活保護法3条、8条2項の規定に違反し、同条第1項の委任の範囲を逸脱する違法がある」と判示した。歪みの争点については、デフレと一体のものとして違法となると判示した。主としてデフレ論を担当してきた報告者としては、きれいに「1本取った」ものとして10年の辛苦が報われたものと感じている。なお、判決文は上記のみならず、控訴審における国の主張の変遷についても明確に排斥しており秀逸である。

この判決の30分後福岡高判佐賀事件では不当判決がくだされたものの翌週の3月27日、東京高判東京事件、28日東京高判さいたま事件は原告が勝訴した。先行事件の最高裁判決が今夏以降にあるものと予想されているが、全国の弁護士、当事者、支援者の力強い声が追い風となるものと確信している。



## 江別市生活保護自動車訴訟の経過と結果

弁護士 山本 完自

### 1 事案の概要

江別市生活保護自動車訴訟は、生活保護利用者の自動車の保有と利用に関する北海道江別市の指導指示を争った訴訟です。

北海道江別市に住む、いずれも筋ジストロフィー等の障害を有する原告とその子の世帯は、生活保護を利用しつつ、自動車の保有を容認されていました。しかし、2023年6月27日、江別市の保護課から、自動車の使用は子の通院のためのみとし、日常生活のために自動車を使用することは認められないこと、これに従わない時は保護の変更・停止または廃止の措置がとられる可能性があること、車両の運行記録(車両運行簿)を毎月作成・提出しなければならないこと等を内容とする指導指示(本件指導指示)を受けました。

原告の認識では、それまでは自動車の用途について制限がなされる旨の指導指示は受けたことはなかったことから、本件指導指示を不服として、審査請求を経たうえで(審査請求は却下)、主位的にその指導指示の取消し(当該指導指示を行政処分と位置づけて。取消訴訟。秋田地判平成5年4月23日判タ816号174頁参照)を、予備的にそうした指導指示に従う義務がないことの確認(実質的当事者訴訟)を求めて、2024年

6月4日に提訴したのが、本訴訟です。なお、本訴訟の弁護士は、主に札幌の生活保護基準引下げ違憲訴訟(いのちのとて裁判)の弁護団の有志によって構成されておりました。

さて、本訴訟の背景には、2022年5月10日、厚生労働省が、保有が認められた自動車の日常生活のための使用があたかも認められないかのように受け取れる事務連絡(「生活保護制度上の自動車保有の取扱いについて(注意喚起)」)を発したことがあります。同事務連絡を受けて、各地で、自動車の保有を認められた生活保護利用者の自動車の日常生活のための使用を禁止・制限し、自動車の使用状況を逐一記録・報告することを義務づける運用がなされるようになったようで、本件指導指示もその一環として捉えることができます。

2024年12月25日付け厚労省の事務連絡を受けた展開もつとも、本訴訟提訴後の2024年12月25日、厚生労働省が、保有を認められた自動車の日常生活のための使用を一定範囲で認める旨の事務連絡『生活保護問答集について』の一部改正についてを出して、生活保護行政の運用のうえで保有を認められた自動車の日常生活のための使用が一定範囲で正面から認められることとなりました。

特に、本件との関係では、原告の世帯が「障害(児)者の通勤や通院等のために保有が認められた自動車の場合」にあたり、同事務連絡で「障害(児)者又はその家族若しくは常時介護者が障害(児)者のために日常生活に不可欠な買い物

者のために日常生活に不可欠な買い物

等に行く場合についても、社会通念上やむを得ないものとして、原則として自動車の利用を認めて差し支えない。」とされたことから、生活保護行政の運用においても、原告の世帯のような場合には、自動車の日常生活のための利用が正面から認められるようになりました。

そのため、上記事務連絡を受けて、2025年1月16日、江別市保護課職員が原告方を訪問し、本件指導指示を撤回しました。これにより、原告の世帯は、江別市の保護課からも自動車の日常生活のための使用が認められ、車両運行簿の作成・提出も求められなくなり、本訴訟の目的がすべて達成されました。

したがって、本訴訟は、裁判所の判決を受けるよりも前に本件指導指示が撤回されたことにより、提訴の目的を達成しましたことから、もはや裁判を継続する意味が消滅しましたので、同年2月20日、口頭弁論期日において訴えの取下げをし、これにより本訴訟は終結することになりました。

#### 4 まとめ

厚生労働省の2024年12月25日付け事務連絡の背景には、生活保護利用者による自動車の日常生活のための使用の制限をなくすことに向けた全国の多数の取組みがあると思います。

とりわけ、生活保護利用者の自動車の保有・利用について、行政処分が取消しが認められた津地裁の2件の判決（2024年3月21日判決、2024年9月26日判決）及び名古屋高裁の判決（2024年10月30日判決）は、厚生労働省の上記事務連絡に大きな影響を与えたものと認識しております。

その意味では、本訴訟が勝訴的な取下

げで終わることができたのは、上記各判決を勝ち取っていただきました当該訴訟の弁護団の皆様のおかげともいえると思います。

生活保護利用者の自動車の保有・利用が制限されているという問題は、まだ残っておりますので、今後とも、全国の皆様と協力して、この問題に取り組んでいきたいと思えます。

※補足：本訴訟の取下げ時の弁護団声明及び本件指導指示の撤回についての江別市からの文書等が、「賃金と社会保障」1871号51〜52頁に掲載されております。そちらもよろしければ、ご参照ください。